

平成7年6月13日制定  
平成25年8月19日改正  
平成26年3月26日改正  
平成27年9月18日改正  
平成31年4月24日改正  
令和3年7月19日改正

## 青森県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害及び余震等による災害の拡大を未然に防止するため、応急危険度判定士の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

3 この要綱において「応急危険度判定講習」とは、応急危険度判定の技術の修得を目的とした次の要件を満たす講習をいう。

(1) 主催者は、次のいずれかであること。

ア 公益財団法人 建築技術教育普及センター

イ 一般財団法人 日本建築防災協会

ウ 公益社団法人 日本建築士会連合会

エ 一般社団法人 青森県建築士会

オ 青森県

(2) 受講資格者は、次のいずれかであること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士

イ その他知事が同等の資格を有すると認めた者

(3) 内容は、次のとおりであること。

ア 総論

イ 応急危険度判定技術

ウ 共通の事項

エ 建築構造毎の判定技術

### (認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に住所を有し、又は勤務する者で、応急危険度判定講習を修了したもの又は他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けているものの中から知事が認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1) 資格を証明する書類の写し

(2) 応急危険度判定講習の修了証の写し（他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けている者にあつては、当該認定を証する書類）

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.5cmのカラー写真をいう。以下同じ。）

(4) その他知事が必要と認める書類

- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、認定を受けようとする者が応急危険度判定士として適格と認めるときは、認定台帳（第2号様式）に登載し、当該者に青森県被災建築物応急危険度判定士認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付することにより応急危険度判定士として認定するものとする。
- 4 知事は、他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けている者を応急危険度判定士として認定した場合は、当該他の都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の規定による申請があった場合において、認定を受けようとする者が応急危険度判定士として適格でないと認めるときは、第4号様式によりその旨を当該者に通知するものとする。
- 6 知事は、第3項の規定により認定証の交付を行った場合には、応急危険度判定士が居住する市町村に対し、当該応急危険度判定士の住所、氏名、連絡先等を通知するものとする。

#### （申請事項の変更）

- 第4条 応急危険度判定士は、前条第2項の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更届（第5号様式）により知事に届け出なければならない。
- この場合において、氏名に変更が生じたときは、変更届に認定証を添えて、知事の認定証の書換えを受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、その旨認定台帳を修正するものとする。
  - 3 前条第6項の規定は、応急危険度判定士について、前項の規定により認定台帳の修正を行った場合において準用する。

#### （認定の更新）

- 第5条 第3条第1項の規定による認定は、認定した日から5年を経過した日の属する年度の末日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の認定の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに更新申請書（第6号様式）に認定証及び写真を添えて知事に申請するものとする。
  - 3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、認定台帳に更新した旨を記載するとともに、当該者に認定証を交付するものとする。
  - 4 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、前項の規定により認定台帳に更新した旨の記載を行った場合において準用する。

#### （認定証の再交付）

- 第6条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、汚損し、又破損した場合は、再交付申請書（第7号様式）に写真を添えて、知事に再交付を申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該応急危険度判定士に認定証を再交付するものとする。
  - 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見した場合は、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。
  - 4 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、第2項の規定により認定証を再交付した場合において準用する。

#### （認定の辞退）

- 第7条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとする場合は、辞退届（第8号様式）に認定証を添えて知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。
  - 3 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、前項の規定により認定台帳から抹消した場合において準用する。

#### （認定の取消し等）

第8条 知事は、応急危険度判定士が次の各号の一に該当した場合は、認定を取り消し、又は認定の効力の停止を行うものとする。

(1) 建築士法第9条の規定に基づく免許の取消しを受けた場合

(2) 建築士法第10条第1項の規定に基づく懲戒を受けた場合

2 知事は、応急危険度判定士が不適格であると認めた場合は、認定を取り消し、又は認定の効力の停止を行うことができる。

3 前2項の規定により認定の取消しを行った場合は、認定台帳から抹消し、その旨当該応急危険度判定士に通知し、認定証を返納させるものとする。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により認定の効力の停止を行った場合は、その旨当該応急危険度判定士に通知し、認定の効力の停止期間が満了するまでの間、認定証を領置するものとする。

5 知事は、応急危険度判定士が他の都道府県知事から応急危険度判定士と同等の認定を受けた旨の通知があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

6 第3条第6項の規定は、応急危険度判定士について、第3項又は前項の規定により認定台帳から抹消した場合において準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成7年6月13日から施行し、同年3月28日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月18日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第3条の規定により交付されている認定証は、改正後の要綱第3条の規定により交付された認定証とみなす。

附則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。